

白川町議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月12日

白川町長 佐伯正貴

白川町条例第14号

白川町議会委員会条例の一部を改正する条例

白川町議会委員会条例（昭和62年白川町条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別委員会の設置)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 <u>特別委員</u>_____の定数は、議会の議決で定める。</p> <p>3 <u>特別委員</u>は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間<u>在任</u>する。</p> <p>(委員の選任)</p> <p>第7条 <u>常任委員、議会運営委員及び特別委員</u>（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮つて指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。</p> <p>2 <u>議員は、全員がいずれの常任委員会にも属するものとする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(委員長、<u>副委員長及び委員の辞任</u>)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 <u>委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。</u></p> <p><u>(開会の特例)</u></p> <p>第13条の2 <u>委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるとき</u></p>	<p>(特別委員会の設置)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 <u>特別委員会の委員</u>の定数は、議会の議決で定める。</p> <p>3 <u>特別委員会</u>は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間<u>存在</u>する。</p> <p>(委員の選任)</p> <p>第7条 <u>議員は、全員がいずれの常任委員会にも属するものとする。</u></p> <p>2 <u>常任委員、議会運営委員及び特別委員</u>（以下「委員」という。）の選任は、議長の指名による。</p> <p>3 (略)</p> <p>(委員長<u>及び副委員長</u>、<u>委員の辞任</u>)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 <u>委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。</u>_____</p> <p>_____</p>

改正後	改正前
<p>は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下この条において「オンラインによる方法」という。）を活用して委員会を開会することができる。</p> <p>(1) <u>大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u></p> <p>(2) <u>育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u></p> <p>2 <u>前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法によつて出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u></p> <p>3 <u>オンラインによる方法を活用した委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p>(委員長及び委員の除斥)</p> <p>第16条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、<u>委員会</u>の同意があつたときは、会議に出席して、発言することができる。</p> <p>(秘密会)</p> <p>第18条 <u>委員会（第13条の2（開会の特例）第1項の規定により開会するものを除く。）は、その議決で秘密会とすることができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(秩序保持に関する措置)</p> <p>第20条 委員会において地方自治法（昭</p>	<p>(委員長及び委員の除斥)</p> <p>第16条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし<u>委員会</u>の同意があつたときは、会議に出席して、発言することができる。</p> <p>(秘密会)</p> <p>第18条 委員会 _____ _____ は、その議決で秘密会とすることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(秩序保持に関する措置)</p> <p>第20条 委員会において地方自治法（昭</p>

改正後	改正前
<p>和22年法律第67号)、<u>白川町議会会議規則</u> (昭和62年白川町議会規則第1号。以下「<u>会議規則</u>」という。)又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(意見を述べようとする者の申出)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第26条(代理人又は文書等による意見の陳述)において同じ。)</u>を使用する方法により行うことができる。</p> <p>(代理人又は<u>文書等</u>による意見の陳述)</p> <p>第26条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は<u>文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。</u></p> <p>(参考人)</p> <p>第26条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 参考人については、第24条(公述人の発言)、第25条(委員と公述人の質疑)及び<u>前条</u> (代理人又は<u>文書等</u>による意見の陳述)の規定を準用する。</p> <p>(記録)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>和22年法律第67号)、<u>会議規則</u></p> <p>_____又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(意見を述べようとする者の申出)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>(代理人又は<u>文書</u>による意見の陳述)</p> <p>第26条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は<u>文書で</u> _____意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。</p> <p>(参考人)</p> <p>第26条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 参考人については、第24条(公述人の発言)、第25条(委員と公述人の質疑)及び<u>第26条</u> (代理人又は<u>文書</u>による意見の陳述)の規定を準用する。</p> <p>(記録)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

改正後	改正前
<p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。</u></p> <p>（会議規則との関係）</p> <p>第28条 この条例で定めるもののほか、委員会に関しては、<u>会議規則</u>の定めるところによる。</p>	<p>（会議規則との関係）</p> <p>第28条 この条例で定めるもののほか、委員会に関しては、<u>白川町議会会議規則（昭和62年白川町議会規則第1号）</u>の定めるところによる。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。